

2 第31条【指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第31条 指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

- (1) 指定数量以上の危険物は、法第10条第1項（ただし書きを除く。）の規定により、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならないとされている。しかも、貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）において、詳細な規定が設けられており、この基準に従って貯蔵し、又は取り扱うことが要求されている。

指定数量未満の危険物の場合においても、少なくとも指定数量の5分の1以上（以下「少量危険物」という。）に達すれば、危険物自体の性質に由来する規制である貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、指定数量以上の危険物とほぼ同等の基準によることが適当と考えられることから、危政令第4章の基準に準じて、次条から第31条の8までに定める技術上の基準が規定されたものである。なお、『第5 条例第4章について』の冒頭でも解説したとおり、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いでは、指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いのように貯蔵と取扱いの規制の区別がなされていないことから、結果的に法第10条第4項の位置、構造及び設備より規制が厳しくなる場合もあり得るものである。

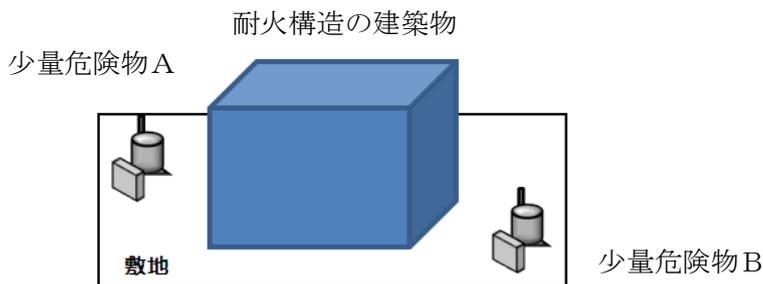
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の『同一の場所』の範囲については、法第10条第2項に準じるものとし、具体的に次に掲げる基準によること。

なお、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とすること。（第32条）

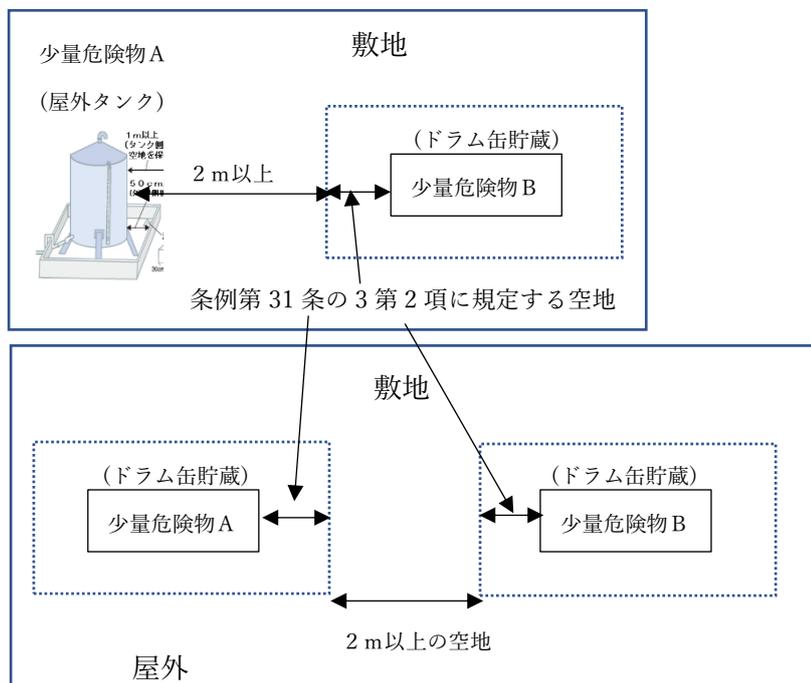
ア 屋外（建築物の屋上を除く）の場合は次によること。

- (ア) 容器又は設備により、貯蔵し、又は取り扱う場合は、施設相互間が耐火構造の建築物、塀等で防火上有効に隔てられている場合又は、貯蔵（容器によるものに限る。）若しくは取り扱う施設（危険物を移送するための配管を除くものをいい、条例第31条の3第2項に規定する空地が保有されている場合に限る。）の外周部からの距離が2 m以上有効に確保されている場合等、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。

《施設相互間が耐火構造の建築物により隔てられている例》



《各施設が独立性を有している例》



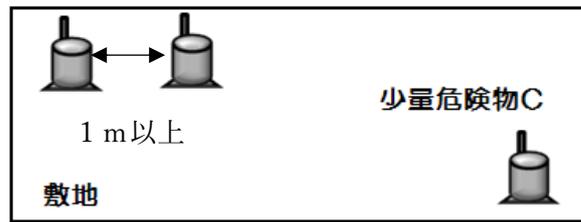
(イ) タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合で、同一敷地内に複数のタンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを別の貯蔵場所として取り扱うことができる。

この場合、タンクに接続する配管については、他のタンクに接続される配管と共用することができる。(令和2年3月17日消防危第71号)

なお、地下タンクのうち、同一のタンク室内に設置されている場合、同一の基礎上に設置されている場合又は同一の蓋で覆われている場合は同一の場所とする。

《複数のタンクを同一敷地内に設置する例》

少量危険物A 少量危険物B

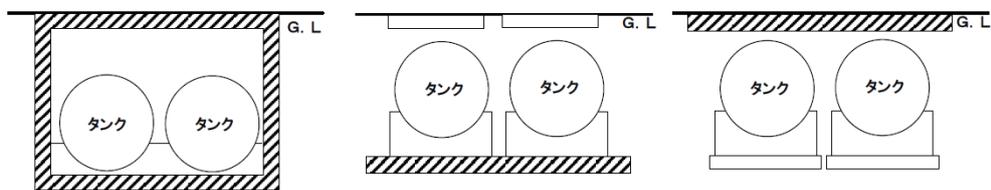


《地下タンクで同一施設として取り扱う例》

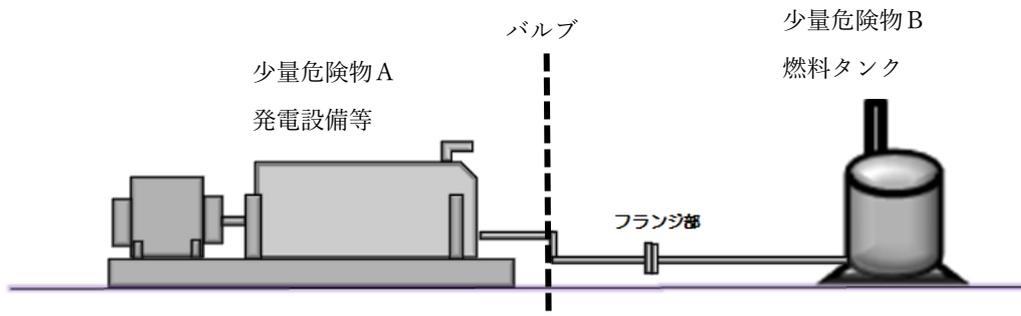
同一のタンク室

同一の基礎

同一の蓋



(ウ) タンクと取り扱い設備（発電機、ボイラー等）が同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。



少量危険物の発電設備又はボイラー等（以下「発電設備等」という。）と、当該燃料タンクがある場合、原則的には当該工程を適当な位置（バルブ、バルブが無ければフランジ等）で区切り、取扱い部（発電設備等）と貯蔵部（燃料タンク）とを別々に規制することとなるが、当該工程を同一とみなすことが適当である場合は、当該一工程をもって一の少量危険物施設とすることができる。

※規制は当該少量危険物ごととなるが、同一工程を合算して取り扱うことを妨げるものではない。

なお、この規制の区切り方は、指定数量以上の貯蔵タンクと発電設備等の規制の区切りであったり、危険物規制の貯蔵（地下タンク貯蔵所等）と取り扱い（一般取扱所等）の規制の区切りにも同様の考え方をとっている。

イ 屋内の場合は、原則として建築物ごととする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ

れに示す場所ごととすることができる。

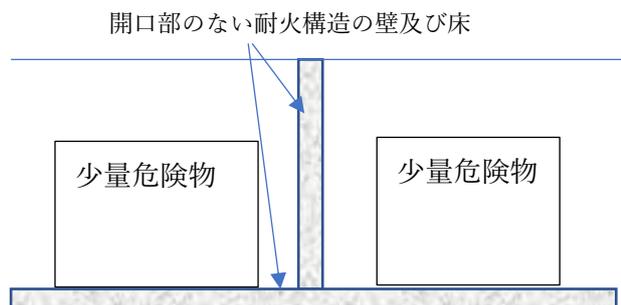
(ア) 貯蔵し、又は取り扱う場所が出入口（防火設備）以外の開口部（防火ダンパー付きの換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料（コンクリート、レンガ、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃材料に限る。）で他の部分と区画（配管を除く。以下同じ。）されている場合は、区画ごと。

なお、区画した場合であっても、連続（隣接）して設けることは原則できない。ただし、相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。

《不燃材料で他の部分と区画されている例》

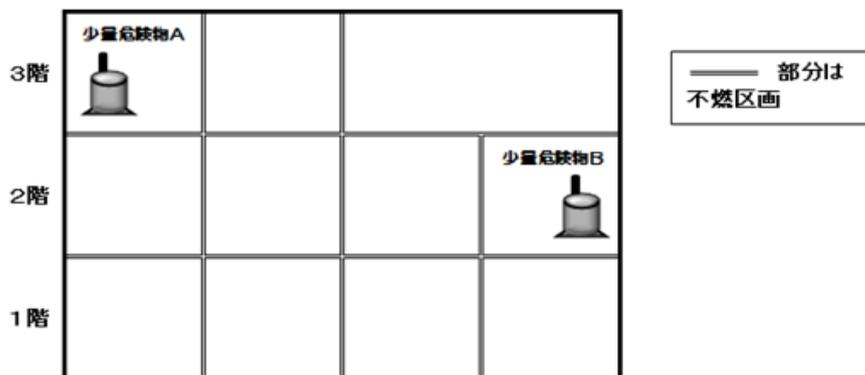


《隣接して設置する場合の例》



(イ) 貯蔵し、又は取り扱う施設が階ごとに防火上有効に区画されている場合は、階ごと。

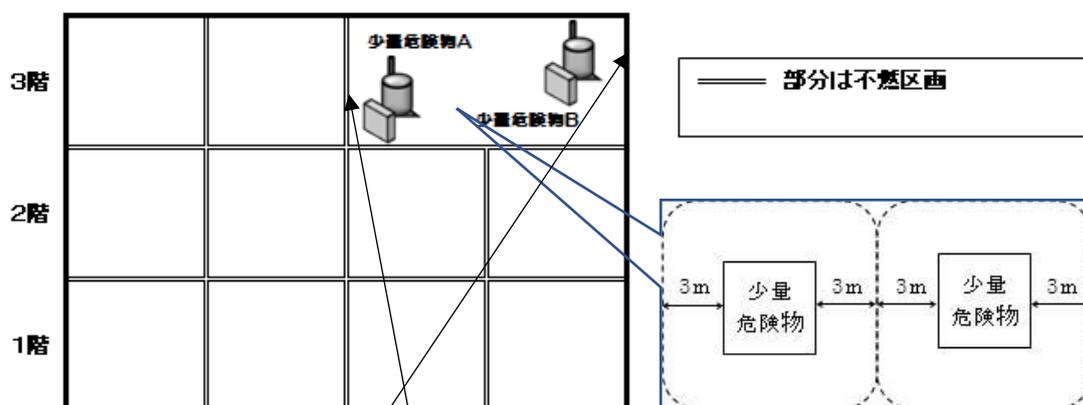
《階ごとに有効に区画されている例》



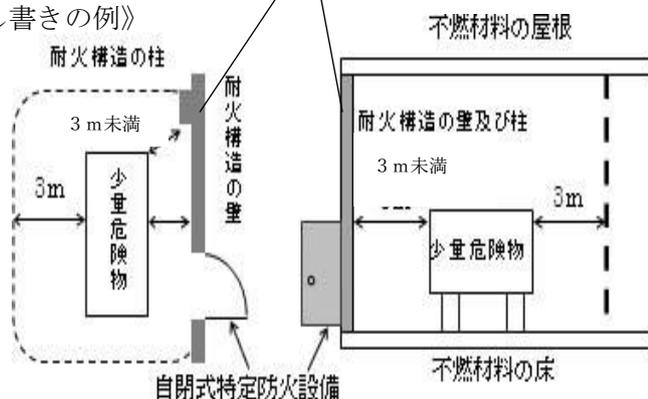
(ウ) 貯蔵し、又は取り扱う施設（危険物を移送するための配管を除く。）ごとに、その周囲に幅3m以上の空地（以下「屋内空地」という。）が保有されている場合は、屋内空地ごと。ただし、当該施設から3m未満となる建築物の部分の壁（自動閉鎖式の特定防火設備である防火戸が設けられている出入口を除く。）及び柱が耐火構造である場合は、当該壁及び柱に面する部分に限り、屋内空地を設けないこと（3m未満とすること。）ができる。

この場合において、屋内空地を相互に重複することはできない。また、屋内空地の範囲を明確にするため、ペイント、テープ等により明示するよう指導すること。

《屋内空地の例》



《ただし書きの例》

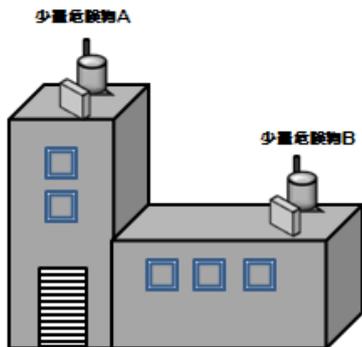


ウ 建築物の屋上の場合は次によること。

(ア) 原則は、建築物ごととすること。

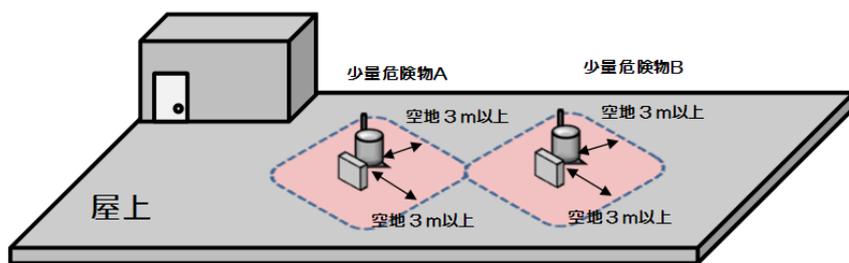
(イ) 同一建築物に屋上部分が2箇所以上ある場合において、それぞれの屋上に設けられた少量危険物施設で、独立性を有しており、火災危険性が少ないと認められるものについては、それぞれの施設ごととする。

《同一建築物に屋上が2つありそれぞれに少量危険物がある例》



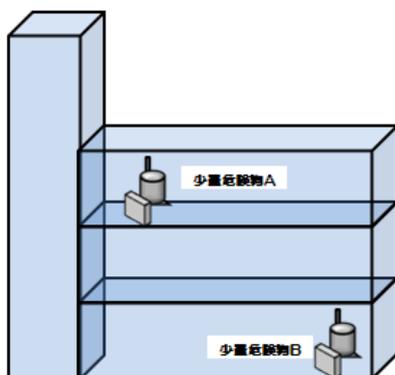
- (ウ) 取り扱い設備が発電機、ボイラー等の消費設備が危規則第28条の57第4項（ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の特例）の規定による技術上の基準に準じている場合は、消費設備の周囲に3m以上の空地を設けることにより、それぞれ別の施設として取り扱うことができる。

この場合において、屋内空地を相互に重複することはできない。また、屋内空地の範囲を明確にするため、ペイント、テープ等により明示するよう指導すること。《屋上に少量危険物施設が2つあり、空地等が確保されている例》



- エ 新築工事中の現場において貯蔵し取り扱う場合は、次によること。

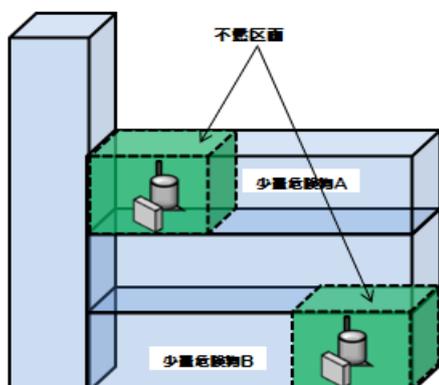
- (ア) 原則は建築物ごととすること。



合算し、建築物を一の少量危険物貯蔵取扱所とする。

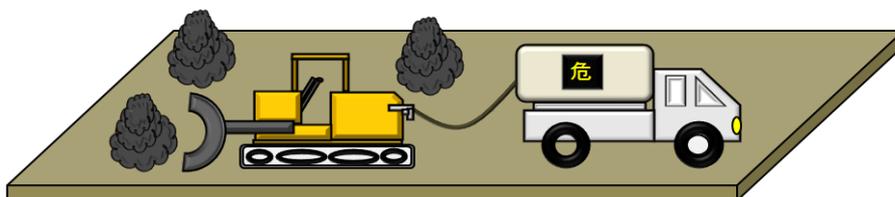
- (イ) 新築工事中の現場において、貯蔵し取り扱う場合で不燃区画がなされている

場合は、それぞれを別の少量危険物施設とすることができる。



オ 建設工事現場において、土木建設重機等に給油する場合は、次によること。

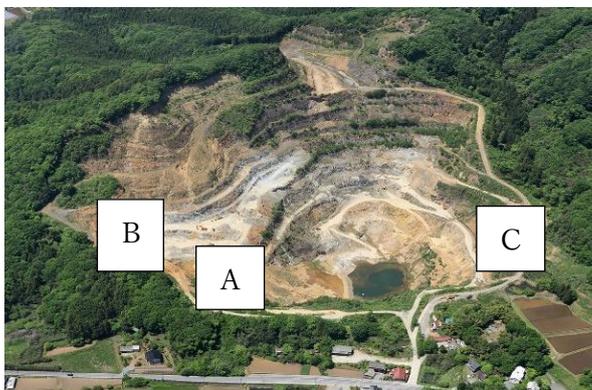
(ア) 原則として、土木重機等が移動する範囲ごととする。



(イ) ダム工事場、大規模な土地造成又は土砂砕石場等（以下「大規模工事現場等」という。）であって、タイヤ付の重機（ダンプ、ショベルカー等）で広範囲に移動しながら作業する場合等、同一場所の範囲の特定が困難な場合は、大規模工事現場等の特殊性を鑑み、火災予防上支障がなく、かつ、事業所側からの運航範囲（重機の常置場所等）を示す計画書（以下「計画書」という。）を提示してもらい、その計画書に記載された場所ごとに給油させる場合は、その計画書の場所ごととすることができる。

この場合において、計画書通りの給油を行うよう徹底させること。

《重機の移動範囲が重なる場合の例》



A-B間で重機が行き来する場合
計画書に重機が給油を行う常置
場所等をA B Cと明確に提示でき
る場合は、A B Cそれぞれを同一の
場所とすることができる。

- (3) 指定数量未満の危険物の数量の算定は、1日の貯蔵量又は取扱量のいずれか大なるものについて年間における1日の最大値をもって判断すること。また、災害対応用又は季節利用の自家発電設備等については、当該サービスタンクの貯蔵量又は1日における想定最大稼働時間における当該消費量により判断するものとなるが、この場合、燃料を継ぎ足して稼働を継続する場合の消費量は、稼働開始時から消費した燃料と当該継ぎ足して消費した燃料との合算により行うものとする。このことから、例えば、サービスタンクは指定数量の5分の1未満であっても、当該サービスタンクに別にタンクから燃料の補充が行われ、当該消費量が指定数量の5分の1以上となる場合は、本条の規制を受ける事となる。また、当該消費量が指定数量以上となる場合は、法第10条の規制対象となる。
- (4) 営農用の屋外タンク（以下「営農タンク」という。）は、設置場所の多くは住宅地以外であり、隣接するものもビニールハウス等の簡易な構造体であって、一般建築物等と比較して延焼拡大のおそれが限定的で、人命危険や公共危険性が低いことから、条例第31条の2から第31条の4までに規定する営農タンクの位置、構造及び設備等に係る技術上の基準に限り、本運用基準（3（18）標識、（29）配管、（34）点検の措置、及び4（8）空地の幅）に定める各要件により条例第34条の3の基準の特例を認めて差し支えない。